2020年３月１日

（株式交換完全親会社）
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオン株式会社
取締役兼代表執行役会長　岡田　元也

（株式交換完全子会社）
秋田県秋田市土崎港北一丁目６番25号
イオン東北株式会社
代表取締役社長　辻　雅信

株式交換に関する事後開示事項

（会社法第791条第１項第２号及び第801条第３項第３号
並びに会社法施行規則第190条に定める書面）

イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びイオン東北株式会社（以下「イオン東北」といいます。）は、2020年12月10日付けで締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年３月１日を効力発生日として、イオンを株式交換完全親会社、イオン東北を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号及び第801条第３項第３号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示書事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第１号）

2020年３月１日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第２号）

(1) 会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の２の規定による請求をしたイオン東北の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

イオン東北は、会社法第785条第３項及び４項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第２項の規定により、イオン東北の株主に対し、本株式交換をする旨並び

に株式交換完全親会社であるイオンの商号及び住所を、2020 年２月７日付けで電子公告にて公告いたしましたが、会社法第 785 条第１項の規定に基づき株式の買取請求をしたイオン東北の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第３号）

(1) 会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
イオンは、会社法第 793 条第３項及び第４項の規定に基づき、2020 年２月６日付けで株主に対し公告を行いました。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式数（会社法施行規則第 190 条第４号）

本株式交換により、イオンに移転したイオン東北の株式の数は、普通株式 3,971,590 個です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第５号）

(1) イオンは、会社法第 796 条第２項本文の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したイオンの株主は 3 名であり、その請求に係る株式数は合計 214,000 株でした。

(2) イオン、イオン東北及びイオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」といいます。）が 2018 年 10 月 10 日付けで基本合意書を締結したイオン東北及びイオンリテール東北カンパニー（以下「ＡＲ東北」といいます。）の経営統合の一環として、イオン

東北及びイオンリテールの間で2019年12月10日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年３月１日を効力発生日として、イオンリテールを分割会社、イオン東北を分割承継会社とする、ＡＲ東北の店舗に係る事業に関して有する権利義務等を対象とした吸収分割を行いました。

以上